

中央委員會の之を任命するものとす、

組織部、事務局、政治部、婦人部、教育出版部、共済部、財政部、調査部、

第二九條 地方評議會は評議員會、地方常任委員會の決定事項及地方情勢を毎月定所中央委員會に報告することを要す、

第三〇條 地方評議會の経費は所屬組合より徴収する地方費を以て之を又辨するものとす、

第三一條 地方費の額は地方大會に於て協議し中央委員會の承認を経る事を要す、

第三二條 全國的産業別聯合會又は産業別協議會の統制の下にその産業に属する組合の活動を統一し同一産業の未組織労働者の組織、産業別合同の促進を爲すものとす、

第三三條 加盟組合中同一産業に属する組合三個以上より組合員總數壹千名以上に達したる時其全國的産業別聯合會又は産業別協議會を組織し符する組合合同労働組合と共に般産業別協議會を組織するものとす、

第三四條 全國的産業別聯合會は所屬組合より選出したる代表員を以て構成する産業別大會を以て最高機関とし二ヶ月に一回以上之を召集するものとす、

第三五條 産業別大會は大會の決議執行のため若干名の執行委員を選出し産業別聯合執行委員

會を組織せしむるものとす、

第三六條 全國的産業別聯合會を即時に組織し能はざる時其全國的産業別協議會を組織し能はざる時其全國的産業別協議會を組織するものとす、

第三七條 全國的産業別協議會の事務は所屬組合の選出による若干名の委員を以て組織する協議委員會に於て処理するものとす、

第三八條 全國的産業別聯合會又は産業別協議會の経費はその所屬組合より徴収するものとす、

第四節 通 則

第三九條 地方評議會に包括する地域の範圍並に全國的産業別聯合會又は産業別協議會に包括する産業の範圍は中央委員會に於て適宜之を決定するものとす、

第四〇條 組合、地方評議會、全國的産業別聯合會又は産業別協議會の規約は中央委員會の承認を経る事を要す、

第四一條 組合、地方評議會、全國的産業別聯合會又は産業別協議會の各々の同問題にして異りたる結果を惹いたる場合中央委員會の指示に従ふ可きものとす、

第三章 機 関